

(平成30年度中小企業組合検定試験「会計」第1問より抜粋)

中小企業等協同組合会計基準の事業報告書及び決算関係書類、監査制度に関する次の文章にあるイ～ホについて、語群A～Oの中から最も適切なものを選んでください

1. (事業報告書)

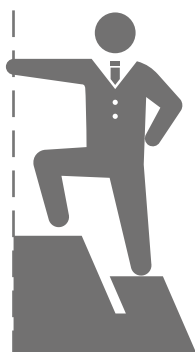
事業報告書に記載しなければならない事項は、組合の事業活動の概況に関する事項のほか、組合の **イ** の状況に関する事項、その他組合の状況に関する重要な事項である。

2. (決算関係書類)

決算関係書類に含まれる貸借対照表は、一定の日時における組合の **ロ** を明らかにするものであり、損益計算書は、1事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を **ハ** して示し、組合の経営成績を表示しようとするものである。

3. (内部統制)

内部統制とは、資産を保全し、会計記録の正確性と信頼性を確保し、かつ経営活動を総合的に計画し、調整し、評定するために経営者が設定した制度・組織・方法及び手続きを総称するものである。そしてこれらの目的を達成するために、内部統制組織には、不正・誤謬の発見防止のための自己検証機能をもつ **ニ** と、内部統制の諸制度・組織・手法・方法及び手続きが有効に機能しているかを管理するための **ホ** とが組み込まれている。



【 語 群 】				
A. 一括	B. 運営組織	C. 会計監査	D. 会計組織	E. 業務監査
F. 財産状態	G. 財政状態	H. 資本状態	I. 対応	J. 対照
K. 帳簿組織	L. 内部監査組織	M. 内部牽制組織	N. 内部調整組織	O. 理事会

イ	ロ	ハ	ニ	ホ

★解答は、13ページをご覧ください。

組合運営 あれこれ Q & A

Q 賛助会員制度について

賛助会員制度の導入を検討している。次の点について教えてください。

- (1) 賛助会員の資格に制限はあるか。
- (2) 賛助会員の組合事業利用は、員内利用扱いとなるのか。



A (1) 賛助会員の資格は、定款参考例には、「本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者」となっており、このほか特に資格についての制限はありません。賛助会員の資格は、組合の実情に応じて定めることができますが、外部関係者を組織化することにより、その協力・理解関係の一層の増進に資するという賛助会員制の主旨に留意し、その範囲を逸脱しないようにすることが肝要です。また、賛助会員は法に定める組合員には該当しないので、注意が必要です。

(2) 賛助会員は組合員ではないので、定款に定める組合事業を利用する場合は、員外利用に該当することになります。組合が賛助会員に対して行う利便の供与等の事業活動としては、例えば、①組合が作成又は発行する資料等情報の提供、②組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催、③賛助会員に対する指導・教育、④その他賛助会員制の設置目的を達成するために必要な事業等が考えられますが、これらの事業活動は、あくまで賛助会員制の主旨を逸脱しない範囲で行うことができるものです。また、組合が賛助会員に対して行うこのような事業活動は、直接の利用者が賛助会員であっても、その利用の態様が組合員の利用と競合する(組合員の利用に支障を与える)ものではなく、むしろ組合員への奉仕という組合本来の目的の達成のために必要な事業を行うのであるから、この場合の賛助会員の利用は、員外利用には該当しないと解されています。

最後に、定款参考例では、賛助会員について必要な事項を規約で定めることとしていますので、賛助会員制を導入する場合は、規約を設け、制度の内容を明確にしておく必要があります。